

奈良県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
サン薬局郡山駅前店	大和郡山市南郡山町五二〇―三八	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十七年十月三十日